

平成 24 (2012) 年度版

広島県人権啓発推進プラン実施状況に関する報告



平成 23 (2011) 年度人権啓発ポスター

広 島 県

本書について

趣 旨

広島県では、「広島県人権教育・啓発指針」（平成14年5月策定）に基づき、その実施計画である「広島県人権啓発推進プラン」（平成14年11月策定、平成18年3月及び平成23年1月改定）を策定し、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

本書は、「広島県人権啓発推進プラン」第3章の3の規定により、人権啓発の実施状況を点検し、その結果を今後の啓発に反映させるために作成したものです。

（フォローアップ・イメージ）

毎年度、年次報告を取りまとめ、その結果を以後の啓発（事業）に反映させる。



構 成

構成は、次のとおり3部構成としています。

第1部 平成23（2011）年度の実施状況及び点検結果

第2部 平成23（2011）年度に実施した施策

第3部 平成24（2012）年度に実施予定の施策

「広島県人権啓発推進プラン」（抜粋）

第3章 プランの推進

- 1 推進体制
- 2 国・市町等との連携・協力
- 3 フォローアップ及び見直し

人権啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

目 次

第1部 平成23(2011)年度の実施状況及び点検結果

1 人権一般の普遍的な視点からの取組	2
2 各人権課題に対する取組	2
(1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 同和問題 (6) アイヌの人々 (7) 外国人 (8) HIV感染者及びハンセン病患者・回復者等 (9) 刑を終えて出所した人 (10)犯罪被害者等 (11)インターネットによる人権侵害 (12)その他	
3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	10
4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進	10

第2部 平成23(2011)年度に実施した施策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組	12
2 各人権課題に対する取組	12
(1) 女性	12
(2) 子ども	14
(3) 高齢者	15
(4) 障害者	19
(5) 同和問題	21
(6) アイヌの人々	21
(7) 外国人	22
(8) HIV感染者及びハンセン病患者・回復者等	22
(9) 刑を終えて出所した人	23
(10) 犯罪被害者等	23
(11) インターネットによる人権侵害	24
(12) その他	24

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	26	
4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進	27	
(1) 県民参加型の啓発活動の実施	(2) 実施主体間の連携	(3) 担当者の育成
(4) 文献・資料等の整備・充実	(5) 内容・手法に関する調査・研究	
(6) マスメディアの活用等	(7) インターネット等 I T 関連技術の活用	
(8) 新たな手法による啓発活動の実施		

第3部 平成24(2012)年度に実施予定の施策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組	32	
2 各人権課題に対する取組	32	
(1) 女性	32	
(2) 子ども	34	
(3) 高齢者	35	
(4) 障害者	36	
(5) 同和問題	38	
(6) アイヌの人々	38	
(7) 外国人	38	
(8) H I V 感染者及びハンセン病患者・回復者等	39	
(9) 刑を終えて出所した人	39	
(10) 犯罪被害者等	40	
(11) インターネットによる人権侵害	40	
(12) その他	40	
3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	41	
4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進	41	
(1) 県民参加型の啓発活動の実施	(2) 実施主体間の連携	(3) 担当者の育成
(4) 文献・資料等の整備・充実	(5) 内容・手法に関する調査・研究	
(6) マスメディアの活用等	(7) インターネット等 I T 関連技術の活用	
(8) 新たな手法による啓発活動の実施		